

労働運動委員会ニュース

No. 256

2020年5月7日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 46380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp



コロナウイルスを緊急事態条項にするな！



5・3憲法集会2020 国会正門前 私たち黙らない！反撃を開始しよう！

5月3日、東京臨海防災公園で開催を予定していた「許すな！安倍改憲発議 平和といのちと人権を！5・3憲法集会2020」は、コロナ感染の拡大で中止になった。しかし、この状況で改憲を口にする安倍政権に黙ってはいられないと、各界の著名人と一般参加者が集まった。集会の様子は、インターネット中継で全国に配信された。

5月3日13時、国会正門前に作られた舞台に司会の菱山南帆子さんが立った。「今日はコロナ禍の中で、国会正門からの憲法集会となりません。ネット中継で全国に配信します。皆さんと一緒に憲法を守る声を上げて行きます」と

開会の口火を切った。はじめに、高田健さん（憲法を生かす実行委員会共同代表）から主催者挨拶があった。「ネット配信で視聴している全国の皆さんに心から連帯の挨拶を申し上げます。安倍政権は、コロナ対策で東京五輪にこだわったなど多くの失政を重ねてきた。許しがたいのは、この後に及んでも憲法審査会を動かし憲法改正をやるうとしている。コロナ禍でそんなことは許されない。安倍政権を倒して、安倍改憲阻止をみんなでやり遂げましょう」。そして3人が問題提起と闘いの展望を訴えた。

◆浅倉むつ子さん（早稲田大学名誉教授）「コロナ禍でも皆さんとさまざまに連携できることは嬉しいことです。歴史を見ると大災害のたびに差別的な事件が発生してきた。責任の所在が明らかになって

いるのに、国は責任を取らなかったことから国民は経験を学べない、これが現実。民主主義は政治の透明性です。安倍政権は7年間背を向けてきた。憲法は私たちの誇り、自信を持って憲法を守り抜きましょう」。

◆稲正樹さん（憲法学者）「憲法における政治は生命と暮らしを守ることです。家に居るといふなら補償をしろ。家は食べさせてくれない。安倍首相は憲法に非常事態条項を入ると言うが、これは不要不急の火事場泥棒。安倍政権と闘う皆さんと連帯します」。

◆堀潤さん（ジャーナリスト）「先行きの見通せない不平等や不安に強い指導者を望む声になっている。民主主義の対比語は沈黙だと思ふ。怖くて黙ってしまう。近くで声を上げる人に声をかけてください。それが民主主義の一步です。憲法を守るため声を上げましょう」。

集会宣言が読み上げられ、コロナが終息したら、この国会正門前から11月3日、大規模に反撃をします。自粛を要請しながら安倍政治の自粛は終わっていない。私たちが黙らない！反撃を開始しましょう」と菱山さんの力強いメッセージで集会は閉会した。

新型コロナ 改憲 「独裁条項」は不要 「緊急事態条項」の議論は火事場泥棒

新型コロナウイルス感染症対策のために、自民党は改憲草案で示された緊急事態条項が必要だと、火事場泥棒のごとく、導入を突きつけてきた。

しかし、この条項は、内閣に法律と同等の効力を持つ政令の制定権を与えるなど、憲法秩序を一時的に破壊するものだ。

感染症対策は、人権と権力分立を保障する憲法の下で、十分な科学的根拠と法的根拠に基づき進めるべきだ。現在の事態下で、自民党草案の導入を訴えるのは

不適切だ。

そもそも、現行憲法は、感染拡大防止に不可欠な外出・営業の制限を禁じていない。現在の感染症法・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法で不十分なら、強力な補償・罰則等を伴う新型コロナの特性を踏まえた新たな特措法を作るべきだ。

それなのにコロナ感染下に改憲を国民に迫ることは火事場泥棒でしかない。緊急事態という言葉で連想ゲームをするのは正しくない。新型インフルエンザ



川柳俳人の乱鬼龍さん

等特措法の「緊急事態宣言」に乗じて、憲法上の「緊急事態条項」の議論を進めようと安倍は執念を持つ。両者は、全く別物。12年の自民党改憲草案で示された緊急事態条項は、政府が緊急事態宣言を出すと、国会をすっ飛ばして立法権をも行使できる「内閣独裁条項」。諸外国と比べても、歴史的

2人を今すぐ保釈しろ 関西生コン事件 京都地裁に申し入れ 取材殺到

4月28日、関西生コン支部委員長と湯川副委員長の勾留決定取り消しと保釈を要求する申し入れ行動があった。「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」が呼びかけ、京都地裁に申し入れ書を手渡した。

に見ても、あまりにも強権的すぎる内容になっている。一方で、新型コロナへの対応として、早期の緊急事態宣言の声も多かった、これは憲法上の「内閣独裁条項」ではない。コロナ感染拡大を防止するために、罰則付きの外出制限など、強制措置を含むような立法や対策を求めてたものだった。

この申し入れに、毎日新聞、京都新聞、共同通信、産経新聞の4社(写真)が取材した。事件の異常さが注目されていることがわかる。

●勾留613日の異常

現在、委員長は大阪拘置所、湯川副委員長は京都拘置所で勾留されている。最初に逮捕された18年8月28日からすでに21か月が過ぎて、勾留期間は今日で実に613日になった。2人が最後に逮捕されたのは昨年9月4日のベストライナー事件だが、そこから数えてもすでに240日になる。あたりまえの労働組合活動で、なぜこんなデタラメな長期拘留が続くのか。

実は、大津地裁と大阪地裁は2人の保釈許可決定をすでに昨年8月までに出している。しかし、その少し前から始まった一連の京都事件で、京都地裁が頑として保釈を認めない。京都地裁には、京都府警組織犯罪対策課と京都地検が昨年6月から9月にかけて事件化した、加茂生コン事件、近畿生コン事件、ベストライナー事件の3つが係属している。

このうち、加茂生コン事件は2つの事件に分けて審理され、組合員2人を被告とする事件は、すでに3月に第1回公判が開かれ、その組合員2人はずっと以前に保釈された。

しかし、委員長と湯川副委員長を被告とする加茂生コン第2事件は、近畿生コン・ベストと併合され、検察がこの併合事件で膨大な数の証拠を提出していて、公判前整理手続きが延々と続いている。裁判所はこの公判前整理手続きが終わらないうちは保釈を認める気がない。

※関西生コン弾圧事件ニュースから